

京 都 大 学 学 生 寄 宿 舎 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 本学の学生寄宿舍は、次の各寮とし、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。 京都大学学生寄宿舍吉田寮 京都大学学生寄宿舍女子寮 京都大学学生寄宿舍熊野寮 京都大学学生寄宿舍室町寮</p>	<p>第1条</p>
<p>第2条 各寮における寮生活の運営は、寮生の責任ある自治によるものとする。</p>	<p>第2条</p>
<p>2 寮生の自治に関する規則は、寮生がこれを作成し、副学長の承認を得るものとする。その規則を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>2</p>
<p>第3条 学生寄宿舍は、学部学生に限り入舎させる。</p>	<p>第3条</p>
<p>2 学生寄宿舍に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真（名刺型半身脱帽）を添え、所定の期日までに、副学長に提出しなければならない。</p>	<p>2</p>
<p>第4条 入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、副学長が行う。</p>	<p>第4条</p>
<p>第5条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によつて行う。</p>	<p>第5条</p>
<p>第6条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。</p>	<p>第6条</p>
<p>2 正当な事由なく前項の手続を怠り、又は所定の期日までに入舎しないときは、許可を取り消すことがある。</p>	<p>2</p>
<p>第7条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。</p>	<p>第7条</p>
<p>第8条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。</p>	<p>第8条</p>
<p>第9条 寄宿料の月額は、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号）の定めるところによる。</p>	<p>第9条</p>
<p>2 寄宿料は、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を10日までに納付しなければならない。ただし、8月分及び9月分は、夏季休業期間開始前に納付するものとする。</p>	<p>2</p>
<p>3 月の中途において入舎を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。</p>	<p>3</p>
<p>4 寄宿料は、外泊又は旅行等のため居住しないことがあつても納付しなければならない。</p>	<p>4</p>
<p>第10条 次の各号の一に該当するときは、寄宿料を免除することができる。</p>	<p>第10条</p>
<p>(1) 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合</p>	<p>(1)</p>

(同 左)

改正前	改正後
(2) 死亡又は行方不明等のため、学籍を除かれた場合 (3) 京都大学通則第25条第2号により除籍され、京都大学通則第14条による再入学願い出の期間を満了した場合	(2) (3)
2 前項第1号による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書及びその他必要書類を添え、副学長に提出しなければならない。	2
第11条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示する。	第11条
第12条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。	第12条
第13条 在舎期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。	第13条
第14条 退舎しようとする者は、その事由を記した退舎願を副学長に提出しなければならない。	第14条
第15条 学籍を失ったとき及び休学を許可され、又は命ぜられたときは、退舎しなければならない。	第15条
第16条 次の各号の一に該当するときは、退舎させることがある。	第16条
(1) 学生寄宿舎の秩序を乱した場合 (2) 健康上集団生活に不相当と認められた場合 (3) 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しない場合	(1) (2) (3)
2 前項第1号に該当することにより退舎させる場合は、寮生代表及び当該寮生の意見を聴取するものとする。	2
	(同 左) <u>第17条 第2条から前条までの規定にかかわらず、京都大学学生寄宿舎女子寮の管理運営に関し必要な事項は、京都大学学生寄宿舎女子寮規程(平成30年達示第79号)の定めるところによる。</u> 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。